

# 川崎市立富士見中学校 いじめ防止基本方針

## 令和6年度 富士見中学校 学校経営計画

学校教育目標 ◆いのちの大切さを尊重できる人 ◆生きる力を育める人  
◆みずから正しい判断のできる人 ◆豊かな情操を持つ人 ◆勤労を愛する人



本校の教育指導方針

- ・ 確かな学力の定着をめざし、生徒の自主性を尊重しながら主体的に活動できる力を育てる
- ・ けじめのある厳しさと、思いやりのある豊かな心を育てる
- ・ 健康で安全な生活を自らめざすことのできる力を育てる



本年度の重点目標

- ・ 生徒が毎日を生き生きと生活することができ、学習面も合わせて充実感・達成感を持てる喜びの場としての学校をめざす
- ・ 学級や学校が、すべての生徒にとって安心して過ごせる場所となるよう指導体制の強化を図る

学校校の主役は、生徒であることを基盤として、誰もが学校で安心して生活ができ、学校が楽しいと思えるような学校づくり。誰もが学ぶ喜びを感じ、さらに学ぼうとする意欲をもてる学校づくり。誰もが富士見中へ来て、よい先生に出会った。よい仲間に出会った。と思える学校づくりをめざしていく。



### ＜学校経営の4つの柱と目標＞



基礎・基本の定着と 確かな学力の育成	思いやりのある 豊かな心の育成	健やかな体の育成と 安心・安全な環境づくり	開かれた学校づくりの推進
-----------------------	--------------------	--------------------------	--------------



### ＜中期経営目標＞



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら学び考える力の育成</li> <li>・ 生徒の特性や能力を生かす教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の教育の推進</li> <li>・ 規範意識と人権意識を高める指導の充実</li> <li>・ 主体的に活動能力の育成</li> <li>・ 特別支援教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣の確立と健康保持</li> <li>・ 健康指導と安全管理の充実</li> <li>・ 感染症防止対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価の推進</li> <li>・ 開かれた学校づくりの推進</li> </ul>
--	---	--	---



### ＜短期経営目標＞



<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習意欲の向上</li> <li>○ 基礎的・基本的な学力の定着</li> <li>○ 言語活動の充実</li> <li>○ 主体的に取り組む授業の工夫・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 言語環境の構築</li> <li>○ 生徒会活動の活性化</li> <li>○ 教育相談の充実</li> <li>○ 特別支援教育体制の充実</li> <li>○ 道徳教育の推進</li> <li>○ 不登校対策と支援</li> <li>○ 共生・共育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な生活習慣の確立</li> <li>○ 健康教育の推進、感染症防止対策・心のケア</li> <li>○ 食育の推進</li> <li>○ 学習環境の整備</li> <li>○ 安全教育及び防災教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭・地域への適切な情報の発信</li> <li>○ 地域社会との連携</li> <li>○ 小中連携の推進</li> <li>○ 学校評価システムの確立及び活用</li> </ul>
---	---	--	---



### ＜具体的方策＞



<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習規律の確立</li> <li>○ わかる授業の実践</li> <li>○ 授業研究会の実践</li> <li>○ 指導と評価の一体化の推進</li> <li>○ 言語活動の推進</li> <li>○ 家庭学習の習慣化をめざす指導</li> <li>○ 校内支援体制を構築するための非常勤講師の効果的な配置</li> <li>○ 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あいさつ、ことばづかいなどの基本的な生活習慣の定着</li> <li>○ 主体的に活動する生徒会活動の推進</li> <li>○ 教育相談の充実</li> <li>○ 豊かな人間関係の構築をめざした道徳教育の推進</li> <li>○ 一人一人のニーズの把握と支援教育の実践</li> <li>○ 人間関係の改善・向上を図る共生共育の推進</li> <li>○ 問題行動への組織的な対応と家庭との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康や安全に対する関心・意欲の育成</li> <li>○ 健康診断の計画的な実施</li> <li>○ 計画的な食育の推進</li> <li>○ 薬物等の乱用に関する指導の充実</li> <li>○ 学校防災についての意識の啓発</li> <li>○ 防災教育の推進及び避難訓練・防災訓練の計画的な実施</li> <li>○ 美化活動・緑化活動の計画的な推進</li> <li>○ 感染症予防及び心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学年・学校だより・学級だよりの発行</li> <li>○ 学校ホームページの更新</li> <li>○ 学校運営協議会(いじめ防止対策会議の計画的な運営)</li> <li>○ 小中連携会議の定期的開催と連携事業の推進</li> <li>○ 地域の教育力の効果的な活用</li> <li>○ 学校評価の工夫・改善</li> <li>○ 保護者・地域関係者が参加しやすい行事・授業参観の実施</li> </ul>
---	--	--	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であり、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、生徒一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、インターネットも含め、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にする事で、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケートを実施します

定期的に学校生活アンケートを実施し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で校内の関係する委員会や主任会等に報告し情報を共有して多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ①校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対処方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ②いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものはよくないことを理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。また、いじめを防げなかったことを見つめなおさせ、再発防止の具体的な手立てを指導します。さらに学級・学年・学校全体へと広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1)重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。  
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。  
例えば、  
○児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに調査等にあたり、その結果を報告する。

## (2)事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【いじめ防止対策委員会の構成】

< 常 任 >

校長、教頭、生徒指導担当教諭、教務主任、学年主任、特別支援級主任、総括教諭、国際教室担当教諭、道徳主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問長、スクールカウンセラー

< 必要に応じて派遣要請 > (要請は校長判断)

### 学校教育推進会議委員

#### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・校内のいじめに関する情報の集約と共有…………… (生徒指導担当教諭)
- ・いじめ防止対策委員会の運営…………… (生徒指導担当教諭)
- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……(校長、教頭)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成…………… (生徒指導部)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営…………… (校長、教頭、生徒指導担当教諭)
- ・いじめ問題に関する資料の管理…………… (生徒指導部)
- ・道徳教育との連携……………(道徳教育担当教諭)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……………(いじめ防止対策委員会)

#### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………(生徒指導部)
- ・相談室の管理、運営…………… (生徒指導部・支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー)
- ・スクールカウンセラーとの連携…………… (生徒指導担当教諭、養護教諭 他)

#### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携……………(特活指導部、生徒指導部)
- ・PTA校外委員会との連携……………(生徒指導担当教諭、支援教育コーディネーター、PTA校外委員会担当教諭)
- ・地域教育会議との連携……………(校長、生徒指導担当教諭・地域教育会議担当教諭)

#### 【関係機関との連携】

- ・警察・こども家庭センター・少年保護センター等との連携……(教頭、生徒指導担当教諭)

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容(校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・第1回学校生活アンケート(心のアンケート)実施に向けた内容検討、実施、結果検討</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li><b>【生徒指導点検強化月間】の取組⇒「いじめ・暴力防止キャンペーンⅠ」</b>(各学級での「いじめ防止スローガン」づくり)</li> <li>・かわさき共生* 共育プログラムの取組と効果測定の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応と報告 ・教育相談週間の実施 ・地域巡視</li> <li>・「いじめ・暴力防止キャンペーンⅠ」の継続実施⇒(生徒会本部・学校議会)</li> <li>(「全校いじめ防止スローガン」づくり)</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施 ・地域巡視 ・教育相談</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・「いじめ・暴力防止キャンペーンⅠ」の継続実施⇒(生徒会本部・学校議会)</li> <li>(「全校いじめ防止スローガン」の発表)</li> <li>・夏休み期間中の対応確認・夏休み前面談(三者面談)の実施</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談に関する研修会</li> <li>・第2回学校生活アンケート(心のアンケート)／実施に向けた内容検討、実施、結果</li> <li>・教育相談週間の実施・学校生活アンケート(心のアンケート)集約について</li> <li><b>【生徒指導点検強化月間】の取組⇒「いじめ・暴力防止キャンペーンⅡ」</b></li> <li>(各学級での「アンケート結果をふまえて」の話し合い) ・教育相談</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・前期面談(三者面談)の実施</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・3年生進路面談(三者面談)の実施</li> <li>・かわさき共生* 共育プログラムの取組と効果測定の実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・1、2年生三者面談の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></li> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認</li> <li>・防犯薬物乱用防止教室実施</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認と検討</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直しと検討</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

いじめ・防止キャンペーン等を通して、学校全体でいじめを生まない学校づくりに取り組む。  
また、学校生活アンケート(心のアンケート)を通じて、生徒の悩みなどの早期発見に努め、解決に結びつけていく。

### 生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・朝会・集会・生徒集会での呼びかけ
- ・自主的なあいさつ運動や美化活動

#### [交流活動の活性化]

- ・縦割りブロック活動
- ・職場体験等での高齢者施設訪問
- ・委員会活動(募金奉仕活動、あいさつ運動)
- ・小中連携「子ども会議」(地域教育会議・生徒会・児童会連携)
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ暴力防止のキャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

### 保護者の取組(PTA 活動)

- ・校外委員会の活動 ・広報誌での呼びかけ
- ・校門・地域見守り活動

### 地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動